

政策体系	政策No.	2	政策名	自然にやさしいまちづくり			施策主管課	環境衛生課	
	施策No.	1	施策名	自然環境の保全	重点施策		施策主管課長名	越口 哲也	
施策関係課名	衛生施設課、農林水産政策課、林務水産課、建設政策課、建築住宅課、下水道課、水道部管理課								
<b>1 基本計画期間(平成20年度～平成24年度)における施策の方針</b> 自然環境が保全されていると考える市民の割合は6割程度であり、自然環境が十分保全されているとは言えません。本市の豊かな自然を守るためには、さらに成果水準を高める必要があり、そのためには行政のみではなく、市民や事業所と協働しながら取り組む。									
<b>2 施策の目的と成果把握</b>									
① 対象 (この施策は、誰、何を対象としているのか)		自然環境、市民							
② 対象指標 (対象の大きさを表す指標)		単位	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
A	森林面積	ha	見込み値	40,800	40,700	40,600	40,500	40,400	40,300
			実績値	40,879	40,879	40,879	40,879		
B	人口 ※通勤、通学、観光客	人	見込み値	127,871	128,128	128,383	128,640	128,868	129,098
			実績値	127,773	127,450	127,662	127,487		
C	事業所数	事業所	見込み値						
			実績値	—	—	5,241	—		
③ 意図 (この施策によって対象をどう変えるのか)		自然環境を保全する							
◎目標達成(105%以上) ○目標をほぼ達成(95%～105%未満) △目標を未達成(95%未満)									
④ 成果指標 (意図の達成度を表す指標)		単位	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
A	環境基準達成率	%	成り行き値	76.3	76.3	76.3	76.3	76.3	76.3
			目標値	77.0	78.0	78.0	79.0	79.0	80.0
			実績値	77.9	79.5	81.9	70.7		
			達成率	101%	102%	105%	89%		
			結果	○	○	◎	△		
B	環境が保全されていると感じている市民の割合	%	成り行き値	61.7	61.7	61.7	61.7	61.7	61.7
			目標値	62.0	63.0	64.0	65.0	66.0	67.0
			実績値	58.2	80.3	77.0	77.0		
			達成率	94%	127%	120%	118%		
			結果	△	◎	◎	◎		
C			成り行き値						
			目標値						
			実績値						
			達成率						
			結果						
D			成り行き値						
			目標値						
			実績値						
			達成率						
			結果						
E			成り行き値						
			目標値						
			実績値						
			達成率						
			結果						
⑤ 成果指標の測定方法 (実際にどのように実績を把握するか)		⑥ 平成24年度の目標値設定の考え方							
・A…環境基準達成率 ※市、県が実施している環境調査結果 ※各調査結果が最終的に確定するのが翌年度の1月頃であるため、評価に当たっては前年度の実績値を用いることとする。(平成20年1月(平成19年度実績値)の調査結果を平成20年度実績値とした。以下同様とする。) ※平成21年度から測定基準の変更があった。(平成22年度から影響) 大腸菌を糞便性大腸菌群数で測定していたが、大腸菌群数で測定したため、基準をほとんど満たす地点がない  ・B…環境が保全されていると感じている市民の割合 ※総合計画進行管理に係る市民意識調査 1. 良くなってきている 2. やや良くなってきている 3. 変わらないと回答した回答者の割合		A 「環境基準達成率」については、大気・水質の環境観測値の結果によると天降川、検校川の大腸菌数、中津川の水素イオン濃度pHが基準を超えている。要因として、排水汚染や温泉の河川流入が挙げられ、短期間での抜本的な改善は困難であると考えられることから3.7%の向上を図る目標値とした。  B 「環境が保全されていると感じている市民の割合」については、市民意識調査(平成18年度)によると50代以上では67%と高い水準にある。今後、自然環境を把握する体験的機会の創出等によりさらなる普及・啓発に努め、市民全体における割合が50代以上と同水準になるよう成果向上を目指す。  C D E							

**3 基本計画期間で解決すべき施策の課題(総合計画書より)**

- ・河川の水質を保全するため、生活排水、工業排水、農業の適正な使用、肥料の流出の防止、ホテル・旅館等の排水対策等が必要である。
- ・シカなど有害鳥獣の生息数の調査や、計画的な森林の伐採・植林が必要である。
- ・事業所として市が排出している温室効果ガスの量を調査し、地方自治体において策定が義務付けられている「地球温暖化対策推進実行計画」に基づき市民の模範として温室効果ガスの削減に取り組むとともに、市民の啓発に努めることが必要である。
- ・市民が直接自然と触れあうイベントや、実際に自然の中で実施する環境学習等、体験的に自然環境を把握する機会の創出や充実、地域リーダーや教職員を対象とした環境教育指導者の育成のほか、「子どもエコクラブ」や「我が家の環境大臣」事業を活用し、普及啓発を行うことが必要である。
- ・「霧島市環境基本計画」において定められている環境基準や事業別・地域別の環境配慮指針などの達成に努めるとともに、計画の進捗管理を適切に行う必要がある。

**4 施策の特性・状況変化・住民意見等**

**① この施策の役割分担をどう考えるか(協働による市民と行政の役割分担)**

ア) 行政の役割 (市がやるべきこと、県がやるべきこと、国がやるべきこと)	イ) 市民(住民、事業所、地域、団体等)の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>■国</li> <li>・環境基準や目標値の設定</li> <li>■県</li> <li>・大気・土壌・水質等の監視・測定</li> <li>■市</li> <li>・霧島市内の自然的社会的条件に応じた環境の保全及び形成に関する総合かつ計画的な施策を策定し、これを実施する責務を有する。(環境基本条例より)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■市民</li> <li>・環境保全上の支障を防止するため、資源及びエネルギーの消費、廃棄物及び生活排水の排出その他の日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。(環境基本条例より)</li> </ul>

**② 施策を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどのように変化しているか、更に今後どう変化するか?**

- ・平成18年度に霧島市森林整備計画を策定。平成23年度に更新予定。
- ・平成19年度に霧島市環境基本計画を策定及び、霧島市生活環境美化条例、霧島市天降川等河川環境保全条例を制定。
- ・平成19年度に地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「霧島市地球温暖化対策実行計画」を策定(平成21年省エネ法・温対法の法改正、平成22年4月施行)。
- ・平成19年度に霧島市生活排水対策推進計画を策定。平成24年度に更新予定。
- ・平成21年度に霧島市バイオマス構想を策定。
- ・新燃岳噴火にもなる大気測定や、東日本大震災の影響による節電対策が議会より求められた。

**③ この施策に対して市民(対象者、納税者、関係者等)、議会からどのような意見や要望が寄せられているか?**

(市長と語る会や投書などを通じて市民から寄せられている意見としては以下のようなものがある。)

- ・河川や海の水質は汚染されていないか。・自然を残したまらづくりをしてほしい。・天降川で泳げるようになればいい。・霧島連山、錦江湾、桜島、などの自然景観を活かして他県や外国から人が集まってくるような霧島市になってほしい。・よりよい自然環境の中で生活できることが一番。・子どもたちが自然の中で遊び、自然の大切さを思う環境。・海辺や山地などの環境に恵まれているので、それを活かした市の計画を作してほしい。・里山などは整備されていないのか。・水生生物調査等の環境教育を開催してほしい。・海岸沿いの清掃をしてほしい。・皆伐について災害等の不安の声がある。
- ・くみ取り便槽から合併浄化槽への転換を行う際の費用についても、補助の要望がある(H21.3議会)。
- ・水資源保全条例等の制定の要望がある(H23.6議会)。

**5 施策の現状**

① 平成22年度施策の取組方針	② 平成22年度施策の取組方針の達成状況
<ul style="list-style-type: none"> <li>○大気、土壌、水質等を監視、測定する。</li> <li>○霧島市森林整備計画、環境基本計画や地球温暖化対策実行計画の実施及び進行管理の具体化を図る。</li> <li>○森林づくりや環境学習の場等へ参加する機会を作る。</li> <li>○省エネルギー生活の普及のため、省エネモデル住宅建設の検討を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県が定期的に行う大気・水質等の測定のほか、市において河川等の水質測定を実施し、更に新燃岳噴火による大気の測定を行った。</li> <li>○各種計画実施及び進捗管理に努めた。</li> <li>○自然公園ふれあい全国大会に際し、各種イベントを通じて環境学習の機会を作った。</li> <li>○市民に対して、「エコきりしま」による生活排水対策普及・啓発活動を行った。</li> <li>○平成23年度の建設に向けて、省エネモデル住宅の設計を行った。</li> </ul>

**③ 平成22年度施策の目標値と実績値の比較**

目標達成 ◎ 105%以上  
目標をほぼ達成 ○ 95%~105%未満  
目標を未達成 △ 95%未満

平成22年度成果指標				結果
目標値	実績値	達成率		
A	79.0	70.7	89.0%	△
B	65.0	77.0	118.0%	◎
C				
D				
E				

**④ 平成22年度施策の成果指標の達成状況及び要因**

A. 環境基準達成率は、実績値は平成21年度に比べ、11.2ポイント減少し、平成22年度目標値を達成することができなかった。(※環境基準達成率については1年の掲載遅れがある)

- ・その要因は、平成21年度から測定基準の変更があり(掲載遅れの関係で平成22年度に影響)、基準をクリアできない地点が増えたことによる。今後目標値の変更を考慮する必要がある。

B. 環境が保全されていると感じている市民の割合の実績値は、平成21年度に比べ変わっていない。平成22年度目標値を達成している。その要因は、

- ・引き続き浄化槽、下水道の整備が進み、また鹿児島湾奥地域生活排水対策協議会主催の環境研修会など環境学習の場を提供したことで意識が高まり、目標が達成されたと考えられる。
- ・50代以上の方は環境が保全されていると感じているが、20代~40代が低くなっている。
- ・溝辺、横川、福山地区では保全されていると感じている割合が大きい。

⑤ 基本事業の 目標達成度 (平成22年度目標と 実績との比較)	○=すべての目標値を達成 △=一部の目標値を達成 ×=すべての目標値を未達成			
	① 公共水域の水質保全	△	④ 環境学習の推進	×
	② 森林の保全	○	⑤ 環境に関するルール、仕組みの整備	×
	③ 温室効果ガスの発生抑制	△	⑥	

**6 平成23年度の施策の取組方針 (昨年度マネジメントシートより)**

- 河川・錦江湾の水質保全のため、適切な排水対策に向けた啓発活動に努める。
- 森林の適切な保全のため、計画的な伐採・植林を行う。
- 市民が直接自然と触れあう機会を提供するために、自然環境の体験学習会を開催する。
- 環境の保全のため、環境教育指導者の育成を図り、普及啓発を行ってもらう。
- 地域が一体となったバイオマスの利活用を推進するため、市民への普及啓発活動・事業者等への支援を行う。
- 省エネルギー生活普及のため、省エネモデル住宅の建設を行う。

**7 平成24年度に向けた施策の課題・方向性**

- 河川・錦江湾の水質保全のため、適切な排水対策に向けた啓発活動に努める。【継続】
- 森林の適切な保全のため、計画的な伐採・植林を行う。【継続】
- カーボンオフセットを利用した、かごしまエコフェンド事業(CO2吸収プロジェクト)を活用し森林整備を進める。【新規】
- 市民が直接自然と触れあう機会を提供するために、自然環境の体験学習会を開催する。【継続】
- 環境の保全のため、環境教育指導者の育成を図り、普及啓発を行ってもらう。【継続】
- 地域が一体となったバイオマスの利活用を推進するため、市民への普及啓発活動・事業者等への支援を行う。【継続】
- 省エネルギー生活普及のため、省エネモデル住宅を体験してもらい、市民への普及を図る。【継続・新規】

基本事業No.	2-1-1	基本事業名	公共水域の水質保全	基本事業 主担当課	環境衛生課
---------	-------	-------	-----------	--------------	-------

**1 基本事業の目的、取組み方針**

①基本計画期間における取組み方針（総合計画書より）

- ・下水道整備を推進し供用開始区域における接続率のより一層の向上を目指すとともに、その他の地域では合併浄化槽設置を促進し、生活排水対策に積極的に取り組む。
- ・製造業を中心とした企業、事業所に対して、適正な排水処理を行うよう要請する。
- ・農家等に対して、農薬の種類や散布回数など適正使用や、肥料の流出防止について周知を図る。
- ・ホテル・旅館等に対して、浴槽水等の排水を適正に処理するよう要請する。

②対象	・河川、錦江湾 ・市民、事業者	③意図	・水質が保全される。 ・適切に排水する。
-----	--------------------	-----	-------------------------

**2 基本事業の指標等の推移** ◎目標達成(105%以上) ○目標をほぼ達成(95%~105%未満) △目標を未達成(95%未満)

①成果指標名		単位	②成果指標の測定方法	③数値区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度 (目標年)
A	河川のBOD調査地点(61箇所)のうち、基準値を超えた箇所の数	箇所	市委託事業実績	成り行き値	19	19	19	19	19	19
				目標値	18	17	16	15	14	13
				実績値	19	17	20	19		
				達成率	94%	100%	75%	73%		
				結果	△	○	△	△		
B	錦江湾の環境基準点第2地点のCOD	mg/l	県環境保全課実績	成り行き値	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4
				目標値	2.3	2.3	2.2	2.2	2.1	2.0
				実績値	2.6	2.2	2.3	1.7		
				達成率	87%	104%	95%	123%		
				結果	△	○	○	◎		
C	水洗化率	%	県	成り行き値	57.3	57.3	57.3	57.3	57.3	57.3
				目標値	58.0	58.5	59.0	59.5	60.0	61.0
				実績値	61.6	63.2	65.1	65.7		
				達成率	106%	108%	110%	110%		
				結果	◎	◎	◎	◎		
D				成り行き値						
				目標値						
				実績値						
				達成率						
				結果						

**3 基本計画期間における基本事業の目標設定の根拠**

・河川の61箇所の水質検査のうち、基準値を超えた19箇所を、全61箇所毎年1箇所づつ13箇所まで減らしていく。また、錦江湾の水質調査についても、CODの県の第4期鹿児島湾ブルー計画の水質保全目標である2mg/l以下を目指す。

・霧島市の水洗化率は、平成16年度が47.3%・平成17年度が53.1%であり、鹿児島県の水洗化率60.9%を下回っていることから、当面の目標を県平均並みの61%とする。なお、平成18年度に水洗化人口と供用開始区域人口の見直しを行い、53.1%から57.3%へ上がったが、今後は急激なアップは見込めない。

**4 平成22年度基本事業の取組方針**      **5 平成22年度基本事業の取組方針の達成状況**

○公共下水道区域では、供用開始区域内の未接続世帯の解消を図り、その他の区域では合併浄化槽の設置の促進を図り、生活排水対策を今後も推進していく。なお、22年度は汲み取りから合併浄化槽へ切り替えに対し補助の新設を行う。

○錦江湾の環境整備を行う。

○下水道整備及び合併浄化槽設置が順調に進んでおり、水洗化率が上昇した。平成22年度から汲み取りから合併浄化槽への切り替えに対し、補助の新設を行った。

○下水道未接続世帯に対し、呼び掛けを行った。

○漁礁ブロックの投入、アマモの移植を行った。

**6 平成22年度基本事業の成果指標の達成状況及び要因**

A. 河川のBOD調査地点(61箇所)のうち、基準値を超えた箇所の数は、平成21年度に比べ1箇所減っている。その要因は、断定できていないが、引き続き基準値を超えた箇所、特に数値が悪い箇所について、原因を究明し、浄化対策行う。

B. 錦江湾の環境基準点第2地点のCODの値は、平成21年度に比べ0.6ポイント減少した。その要因は、不明であるが平成19年度が2.6、平成20年度2.2、平成21年度2.3となり、微増・微減を繰り返していたが、22年度においては大きく好転した。湾内の多くのポイントで同様の結果がみられる。

C. 水洗化率は、平成21年度に比べ0.6ポイント上昇した。その要因は、下水道整備が進んだことや単独浄化槽や汲み取り便槽から合併浄化槽への切り替えが図られたことによる。

**7 平成23年度基本事業の取組方針**      **8 平成24年度に向けた基本事業の課題・方向性**

○公共下水道区域では、供用開始区域内の未接続世帯の解消を図り、その他の区域では合併浄化槽の設置の促進を図り、生活排水対策を今後も推進していく。

○錦江湾の環境整備を行う。

○生活排水対策に積極的に取り組むために、下水道整備を推進し供用開始区域における接続率のより一層の向上を目指すとともに、その他の地域では合併浄化槽設置を促進する。【継続】

○適正な排水処理を守ってもらうために、企業、事業所に対して、適正な排水処理を行うよう要請する。【継続】

○農業散布による周辺水域への影響を軽減するため、農家等に対して農薬の適正使用及び飛散防止の周知を図る。【継続】

○エコきりしま(環境浄化微生物)を活用して水質浄化対策や畜産の臭気軽減を図る【新規】

○河川のBODの基準値を超えた箇所について、集中的に浄化対策を行う。【継続】

○生活排水の汚濁負荷を軽減するため、生活排水対策推進員に対する研修を充実させ、市民への普及啓発活動等を行ってもらう。【継続】

基本事業No.	2-1-2	基本事業名	森林の保全	基本事業 主担当課	林務水産課
---------	-------	-------	-------	--------------	-------

1 基本事業の目的、取組み方針	
①基本計画期間における取組み方針（総合計画書より）	
<p>森林の持つ水源かん養、二酸化炭素の削減、土砂災害の防止など多面的な機能を保全するために、森林の適切な維持管理等を推進する。</p>	
②対象	森林
③意図	保全される。

2 基本事業の指標等の推移		◎目標達成(105%以上)		○目標をほぼ達成(95%~105%未満)		△目標を未達成(95%未満)			
①成果指標名	単位	②成果指標の測定方法	③数値区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度 (目標年)
A 植林された森林面積	ha	始良地域振興局確認	成り行き値	15.0	14.0	13.0	12.0	11.0	10.0
			目標値	16.5	21.0	22.0	23.0	24.0	25.0
			実績値	39.2	47.6	35.0	33.5		
			達成率	238%	227%	159%	146%		
			結果	◎	◎	◎	◎		
B			成り行き値						
			目標値						
			実績値						
			達成率						
			結果						
C			成り行き値						
			目標値						
			実績値						
			達成率						
			結果						
D			成り行き値						
			目標値						
			実績値						
			達成率						
			結果						

3 基本計画期間における基本事業の目標設定の根拠
<p>県によると、各年度でばらつきはあるものの森林の伐採面積は増加しているのに対して植林面積は減少傾向にあるとのことである。しかし、地球温暖化防止対策の一つである二酸化炭素削減には植林活動が欠かせないことから、平成16年度から平成18年度までの3年間の平均値である23haを上回る25haを目標として設定する。</p>

4 平成22年度基本事業の取組方針	5 平成22年度基本事業の取組方針の達成状況
<p>○低炭素社会へ向け、森林活動を広げる。</p>	<p>○県の環境税補助事業及び民間企業との協定森林の植林・除間伐を行うことができた。</p> <p>○産官民協働による宮脇昭方式での森づくりを行った。</p>

6 平成22年度基本事業の成果指標の達成状況及び要因
<p>植林された森林面積は、平成21年度に比べ1.5ha減少したものの、目標値は達成している</p> <p>その要因は</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画的な植林が行われたことによる。</li> <li>・木材の輸入が減少したことで、国内の需要をまかなうため伐採が多くなり、植林面積が多くなったと考えられる。</li> </ul>

7 平成23年度基本事業の取組方針	8 平成24年度に向けた基本事業の課題・方向性
<p>○補助事業等を導入し、除間伐を行うことにより森林の適切な維持管理を行う。</p> <p>○地域本来の植生に転換するため、宮脇昭方式による森づくりを進める。</p>	<p>○水源涵養など森林の有する多面的機能を持続的に発揮するため、企業等による森林整備の参加を呼びかけ、森林に対する地域の要請を踏まえた広葉樹林化への再生に向けた植林を積極的に行うとともに、適切な間伐等を確実に実施する。【継続】</p> <p>○カーボンオフセットを利用した、かごしまエコファンド事業(CO2吸収プロジェクト)を活用し森林整備を進める。【新規】</p>

基本事業No.	2-1-3	基本事業名	温室効果ガスの発生抑制	基本事業 主担当課	環境衛生課
---------	-------	-------	-------------	--------------	-------

1 基本事業の目的、取組み方針					
①基本計画期間における取組み方針（総合計画書より）					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「地球温暖化対策推進実行計画」を策定し、市が排出する温室効果ガスの削減に努める。</li> <li>・エアコンの温度設定などによる省エネルギーの実践、公用車への低公害車の導入など、市が率先して取り組み、広報誌やホームページなどで情報提供に努め、市民に働きかけを行う。</li> </ul>					
②対象	市民		③意図	CO2の排出削減に取り組む。	

2 基本事業の指標等の推移		◎目標達成(105%以上)		○目標をほぼ達成(95%~105%未満)		△目標を未達成(95%未満)				
①成果指標名	単位	②成果指標の測定方法	③数値区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度 (目標年)	
A	省エネ対策(節電・節水)に取り組んだ市民の割合	%	市民意識調査	成り行き値	66.3	66.3	66.3	66.3	66.3	66.3
				目標値	68.0	70.0	73.0	75.0	78.0	80.0
				実績値	79.7	82.3	83.8	85.6		
				達成率	117%	118%	115%	114%		
				結果	◎	◎	◎	◎		
B	霧島市地球温暖化対策推進実行計画で市役所が排出する温室効果ガスの削減量	%	市役所が排出する総CO2排出量の削減率対比(平成18年度基準)	成り行き値						
				目標値	96.5	96.0	95.5	95.0	94.5	94.0
				実績値	-	調査中	調査中	調査中		
				達成率						
				結果						
C				成り行き値						
				目標値						
				実績値						
				達成率						
				結果						
D				成り行き値						
				目標値						
				実績値						
				達成率						
				結果						

3 基本計画期間における基本事業の目標設定の根拠
<ul style="list-style-type: none"> <li>・霧島市環境基本計画や地球温暖化対策実行計画を策定し、市民へのさらなる広報に努め、省エネ対策に取り組んだ市民の割合を、最も身近な活動であると思われる「ごみの減量」の実施率80.4%を目指し、当面の目標を80%とする。</li> <li>・霧島市地球温暖化対策実行計画に記載されている、平成24年度までに平成18年度比6%の温室効果ガス削減を目標とする。指定管理施設を調査中である。</li> </ul>

4 平成22年度基本事業の取組方針	5 平成22年度基本事業の取組方針の達成状況
<ul style="list-style-type: none"> <li>○上場地区への温暖化防止計画の出前講座等情報提供に努める。</li> <li>○省エネルギー生活普及のため、省エネモデル住宅の建設について検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○上場地区の出前講座等、さまざまな環境学習の場をとらえ、地球温暖化防止の啓発、環境家計簿の配布を行った。</li> <li>○市役所各支所では、環境保全委員会において省エネの実践が行われている。また広報誌で環境問題を考える特集を掲載している。</li> <li>○太陽光発電導入支援事業により市民の太陽光発電設置者へ補助を行った。</li> <li>○平成23年度の建設に向けて、省エネモデル住宅の設計を行った。</li> </ul>

6 平成22年度基本事業の成果指標の達成状況及び要因
<p>省エネ対策に取り組んだ市民の割合は、平成21年度に比べ1.8ポイント増加した。</p> <p>その要因は</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報誌での環境問題特集により、省エネ対策に取り組んだ市民が多くなったと考えられる。</li> <li>・テレビ等で地球温暖化問題が大きく取り上げられたことによる。</li> <li>・エコポイント制度が大きく取り上げられたことで、節電に対し意識が高まったと考えられる。</li> </ul>

7 平成23年度基本事業の取組方針	8 平成24年度に向けた基本事業の課題・方向性
<ul style="list-style-type: none"> <li>○市民へ出前講座や広報誌、ホームページを利用し、地球温暖化防止啓発の情報提供に努める。</li> <li>○霧島市庁舎等節電連絡等協議会を設置し、節電に対する取組方針を定め、対策を強化する。</li> <li>○省エネルギー生活普及のため、省エネモデル住宅2棟の建設を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○霧島市地球温暖化対策推進実行計画の進捗を進め、市が排出する温室効果ガスの削減に努め、次期計画策定にむけた取組をはじめ。【継続・新規】</li> <li>○エアコンの温度設定・LED照明の一部導入などによる省エネルギーの実践、公用車への低公害車の導入など、市が率先して取り組み、広報誌やホームページなどで情報提供に努め、市民に働きかけを行う。【継続】</li> <li>○バイオマス利活用の取り組みを推進するため、企業等へ事業推進と普及啓発に努める。【継続】</li> <li>○モデル住宅の様々な省エネ設備体験を通して、省エネ住宅の普及促進や関心を高める。【継続・新規】</li> <li>○「霧島市地球温暖化対策実行計画」の計画見直し作業を行う【新規】</li> </ul>

基本事業No.	2-1-4	基本事業名	環境学習の推進	基本事業 主担当課	環境衛生課
---------	-------	-------	---------	--------------	-------

**1 基本事業の目的、取組み方針**

①基本計画期間における取組み方針（総合計画書より）	
環境教育者養成講座を開設して、小・中学校の教職員、地区自治公民館長などを環境リーダーとして育成し、学校や地域における環境学習を推進する。	
②対象	・市民 ・地域のリーダー ・教職員
③意図	環境に関する関心と理解を深める。

**2 基本事業の指標等の推移** ◎目標達成(105%以上) ○目標をほぼ達成(95%~105%未満) △目標を未達成(95%未満)

①成果指標名		単位	②成果指標の測定方法	③数値区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度 (目標年)
A	過去3年間に環境学習に参加したことがある市民の割合	%	市民意識調査	成り行き値	25.7	25.7	25.7	25.7	25.7	25.7
				目標値	27.0	28.0	29.0	30.0	31.0	33.0
				実績値	17.1	15.7	16.0	14.2		
				達成率	63%	56%	55%	47%		
				結果	△	△	△	△		
B				成り行き値						
				目標値						
				実績値						
				達成率						
				結果						
C				成り行き値						
				目標値						
				実績値						
				達成率						
				結果						
D				成り行き値						
				目標値						
				実績値						
				達成率						
				結果						

**3 基本計画期間における基本事業の目標設定の根拠**

霧島市環境基本計画のH18年度市民等意識調査(環境基本計画策定のための調査)結果報告書によると、市民の環境学習への参加率は25.7%(4人に1人程度)であった。今後、環境学習の指導者を養成し、また、市民が環境学習に参加する機会を提供するなどして、33%(3人に1人程度)の参加を目指す。

**4 平成22年度基本事業の取組方針**      **5 平成22年度基本事業の取組方針の達成状況**

○壮年層への環境学習への機会づくりに勤める。	○緑のカーテンモデル事業を行い、幅広い層に環境学習のきっかけを作った。 ○子どもエコクラブの新規会員を各学校に呼びかけ、子どもとともに保護者などの壮年層の環境学習のきっかけとした。 ○鹿児島湾奥地域生活排水対策協議会の催しで、水質保全についての環境学習会を行った。 ○生活排水対策推進員や環境美化推進員等を対象に環境保全に関する学習会を行った。 ○自然公園ふれあい全国大会に際し、各種イベントを通じて環境学習の機会を作った。
------------------------	--

**6 平成22年度基本事業の成果指標の達成状況及び要因**

過去3年間に環境学習に参加したことがある市民の割合は、平成21年度に比べ1.8ポイント減少し、目標値にも届かなかった  
その要因は  
・平成22年度は、口蹄疫等もあり、環境学習の機会が少なかったことで、昨年よりもポイントが減少したと考えられる。  
・生活排水対策推進員等、市から委嘱されている推進員を対象とした学習会を行っていたが、市民全体を対象とした学習会を設けることができなかった。  
・出前講座を準備していたが、十分にPRすることができなかった。

**7 平成23年度基本事業の取組方針**      **8 平成24年度に向けた基本事業の課題・方向性**

○子どもエコクラブの新規会員獲得に向け、市内の各学校へ引き続き協力を依頼する。 ○若年層から環境学習の場を作り、徐々に壮年層へ環境学習への機会づくりに努める。 ○緑のカーテンモデル事業を行うことで、環境学習のきっかけとする。 ○「(仮称)環境エコプラザ」の方針を検討する。	○子どもエコクラブの新規会員獲得に向け、市内の各学校へ引き続き協力を依頼する。【継続】 ○若年層から環境学習の場を作り、徐々に壮年層へ環境学習への機会づくりに努める。【継続】 ○緑のカーテンモデル事業を行うことで、環境学習のきっかけとする。【継続】
---	--

基本事業No.	2-1-5	基本事業名	環境に関するルール、仕組みの整備	基本事業 主担当課	環境衛生課
---------	-------	-------	------------------	--------------	-------

1 基本事業の目的、取組み方針		
①基本計画期間における取組み方針（総合計画書より）		
<p>・「霧島市環境基本計画」において設定されている地域別・事業別の環境配慮指針や環境基準の達成に努めるとともに、計画の進捗管理を適切に行う。</p> <p>・環境に関する条例の目的を達成するため、市民・事業者への周知を図る。</p>		
②対象	・市民 ・事業者	③意図 良好な環境を次世代に継承するための目標や施策の方向性やルールを理解する。

2 基本事業の指標等の推移		◎目標達成(105%以上)		○目標をほぼ達成(95%~105%未満)		△目標を未達成(95%未満)				
①成果指標名	単位	②成果指標の測定方法	③数値区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度 (目標年)	
A	環境に関するルール(条例)や計画を知っている市民の割合	%	市民意識調査	成り行き値	26.1	26.1	26.1	26.1	26.1	26.1
				目標値	30.0	34.0	38.0	42.0	46.0	50.0
				実績値	38.5	28.9	26.0	27.9		
				達成率	128%	85%	68%	66%		
				結果	◎	△	△	△		
B				成り行き値						
				目標値						
				実績値						
				達成率						
				結果						
C				成り行き値						
				目標値						
				実績値						
				達成率						
				結果						
D				成り行き値						
				目標値						
				実績値						
				達成率						
				結果						

3 基本計画期間における基本事業の目標設定の根拠
<p>今後霧島市環境基本計画や条例が制定され、市民に対する周知活動を行うことで、平成24年度までに過半数の50%超を目指す。</p> <p>(A環境に関するルール(条例)や計画を知っている市民の割合の指標となる市民意識調査アンケートでは「20代以上」が対象となっている)</p>

4 平成22年度基本事業の取組方針	5 平成22年度基本事業の取組方針の達成状況
○環境基本計画や環境美化条例等の周知・啓発を図る。	<p>○市内小・中学校へ、環境基本計画書(小学生版・概要版)の配付を行い、市の環境計画等について周知を図った。</p> <p>○生活環境美化条例・天降川等環境保全条例により、環境美化推進員・河川環境保全推進員の委嘱を行い、条例の周知啓発を行った。</p> <p>○天降川等環境保全条例・生活排水対策推進計画により、生活排水対策推進員の委嘱を行い、条例の周知啓発を行った。</p> <p>○市民・企業へ出前講座を行い、条例の周知を図った。</p>

6 平成22年度基本事業の成果指標の達成状況及び要因
<p>環境に関するルール(条例)や計画を知っている市民の割合は、平成21年度に比べ1.9ポイント増加したが、目標値は達成することができなかった。</p> <p>現状分析では環境基本条例、環境美化条例、河川環境保全条例、環境基本計画を知らない市民の割合が68.7%と、浸透していないことがあげられる。</p> <p>その要因は</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小、中学生を対象にした環境基本計画書の配布等を行い学習の機会を作ったが、若年・壮年層への周知が足りなかった。</li> <li>・事業者へ周知する機会が少なかった。</li> </ul>

7 平成23年度基本事業の取組方針	8 平成24年度に向けた基本事業の課題・方向性
<p>○「霧島市環境基本計画」において設定されている地域別・事業別の環境配慮指針や環境基準の達成に努めるとともに、計画の進捗管理を適切に行う。</p> <p>○環境に関する条例の目的を達成するため、市民・事業者への周知を図る。</p>	<p>○「霧島市環境基本計画」において設定されている地域別・事業別の環境配慮指針や環境基準の達成に努めるとともに、計画の進捗管理を適切に行う。</p> <p>【継続】</p> <p>○環境に関する条例の目的を達成するため、市民・事業者への周知を図る。</p> <p>【継続】</p> <p>○「霧島市環境基本計画」の計画内容の見直し作業を行う【新規】</p> <p>○「(仮称)霧島市地球温暖化防止活動計画」を策定し、行政・市民・企業が一体となった温暖化防止活動を行う。【新規】</p>